

自然環境保全区域・景観形成区域の保全手法（素案）

【背景：鏡川をとりまく社会情勢・環境の変化】

- ▼1989(H元).10 鏡川清流保全条例が制定。
 - * 鏡川の清流の保全，緑豊かな水辺空間の形成を目指して制定。
 - * 仙台市の「広瀬川の清流を守る条例：1974(S49).9」のような許可制を目指すも，河川管理者との協議の結果，河川区域を対象外とし，届出制の条例として施行。
- ▼2005(H17).1 鏡村・土佐山村との合併により，鏡川流域全体が高知市域に。
 - * 鏡川の河川整備と土地の高度利用が進んだ「市街地の水辺・緑地の保全」から，「中上流域での無秩序な開発の抑制」が重要課題に。
- ▼関係法令の整備が進んだことで，開発行為の規制・誘導が強化。
 - * 2000(H12).4 高知市里山保全条例
 - * 2001(H13).2 高知県土地基本条例
 - * 2004(H16).6 景観法
 - * 2009(H21).10 高知市景観条例・景観計画
 - * 2016(H28).3 太陽光発電施設の設置・運営に関するガイドライン

- 規制・誘導が強化される一方で，別の問題も…
- ▼中山間地域において，少子高齢化に伴う問題が顕在化。
 - * 人の営みによって維持されている農村の文化景観が衰退。
 - * その背景には人手不足があり，地域の文化・景観の継承も難しくなっている。
 - ▼自然・景観保全における市民主体の取組の広がりが今一つ。
 - * 里山保全条例に基づく「里山保全地区」の指定は3か所のみ。
 - * 景観条例に基づく「景観形成重点地区」（市民の発意・学びにより設定）は市街地に集中（4か所）。
- こうした社会情勢の変化を踏まえ，各指定区域のあり方・保全手法を改めて検討したい。

【指定区域のあり方・保全手法 素案】

	流域保全区域（仮称）	自然環境保全区域	景観形成区域
現 行	—	○鏡川の優れた自然環境（条例第15条第1項） ○鏡川の自然的社会条件からみて，優れた自然環境を保全することが特に必要な区域（規則第9条）	○鏡川の歴史的・文化的・伝統的な特性を生かした個性ある河川景観（条例第15条第2項） ○規則なし。
前 回 の 事 務 局 案	○市民の関心のもとに流域全体の保全を図り，開発や建築行為が行われる際はその秩序化を促すことで，鏡川流域の自然環境や景観のよりよい保全と利活用に資する区域。 ○届出制。行為の内容を公表のうえ，具体的な配慮について協議。	○鏡川水系の清流の維持・向上を図るとともに，鏡川流域を特徴づける地質・地形および生態系の改変を抑制することで，流域の自然環境の保全に資する区域。 ○許可制。（市長の許可がなければ行為に着手できない）	○鏡川流域における地域の人々の暮らしに培われた景観地の質の維持・向上を図ることで，その継承と暮らしの活性化に資する区域。 ○許可制。（市長の許可がなければ行為に着手できない）
↓ 法整備が進んだうえさらに規制を強めれば，地域の活力を削ぐというデメリットが生じるのではない？ これらの区域指定を，地域資源の利活用や地域活動の活性化に資する仕組みとして捉え直してはどうか？			
今 回 の 事 務 局 案	○秩序ある開発に主眼を置くが，行為の届出・公表に留め，具体的な規制については他法令を活用する（事務局で検討中）	○規制・誘導は「流域保全区域」に準じ，自然・景観資源の利活用に主眼を置く。 ○流域の多様な自然環境を象徴する景観地を選んで指定。（鏡川20景のようなイメージ） ○市民が流域の自然環境についてより深く知る・学ぶための材料。観光資源としての活用も想定。	○規制・誘導は「流域保全区域」に準じ，意欲・主体性がある地域の取組の支援に主眼を置く。 ○営みによって良好に維持されている鏡川流域の象徴的・典型的な文化景観を選んで面的に指定。 ○地域の主体性を重視し，合意形成ができた地域から指定。景観の構成要素も地域主体で選ぶ。（堰，橋，神社，棚田などは景観の構成要素として捉え，指定区域のなかに織り込む） ○外部からの評価が誇りを取り戻すきっかけとなり，持続可能な地域づくりのモデルとなることを期待。 ○景観維持のために必要な支援および取組について検討。
懸 案 事 項	—	○7か所の指定済み区域は，現行の届出制の継続により保全を担保。新たな区域指定にあたっては，別の枠組みを新設してはどうか。（名称としては保全活用区域など）	○指定範囲の単位はどのように設定すべきか。（景観のまとまり，集落単位，小学校区 etc.） ○住民の意識高揚につなげるため，何を支援すべきか。（他の施策とのすみ分け，支援対象の整理が必要） ○地域との合意形成に時間がかかるのではない？ 合意形成はどのように図っていくべきか。

景観のまとまりの例（四万十町米奥地区・壱斗俵地区：四万十川流域の重要文化的景観）



重要文化的景観として評価された点（景観の特質）

特質① 川と関わる暮らし

- ＊瀬・淵・砂州と手つかずの水際，河畔林からなる良好な河川環境が保たれている。
- ＊農林業の傍ら，河川環境を活かした伝統漁が今も営まれている。

特質② 土地利用

- ＊四万十川から水を引き，規模を拡大しながら営まれてきた稲作の歴史を読み解くことができる。
- ＊稲作を営んで暮らしを成り立たせていくための，洪水との戦いの跡を読み解くことができる。

特質③ 流通往来

- ＊川を渡る手段の変遷を読み解くことができる。（川舟→沈下橋→抜水橋）
- ＊渡河の安全祈願の痕跡が残り，今も地域で祀られている。（見合い地蔵）

景観形成区域の指定範囲について

- ＊景観のまとまりは，地域活動の範囲と一致しない可能性が多分にある。しかし，地域の独自性や魅力（自然と共生した暮らしの文化など）は，景観のまとまりで語る方が分かりやすく，外部の人々に対しても伝えやすい。
- ＊当初は景観のまとまりをもって小さく指定しておき，地域活動の内容の類似性や連携状況などを確認しながら，集落，小学校区などへと範囲を拡げていく方向性も考えられる。

景観形成区域の候補地について（引き続き要検討）

- ＊ここに提案する手法で景観形成区域の指定を行う場合，その候補地は，景観のまとまりが感じられ，なおかつ地域主体の活動が行われている場所が相応しい。
- ＊この観点から資料②に示した候補地 No.15～32 をみると，No.29, 30, 32 は，地域活動の現状は不明だが，棚田の周辺に水路，道，祠，家屋などがあって一定のまとまりを持った景観として捉えられ，景観形成区域の候補地となりうる。
- ＊これに対し，No.15～28, 31 は，上の写真に示すように，ある景観を構成する一つひとつの要素として位置づけられる。